



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年2月2日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯田葬祭事業組合

3 代表者の氏名

伊藤茂雄

4 主たる事務所の所在地

飯田市鼎中平2820番地 アイ・ホールいとう内

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、環境衛生と故人の尊厳を保つために遺体の火葬業務事業を行うと共に、大規模災害の折には遺体の保全と腐敗遅延、および伝染病予防活動等に専門知識と技術を活かし対応し、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成21年2月2日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,135.03 ha
	土砂流出防備保安林	83.03
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,663.57
	土砂流出防備保安林	54.72
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,977.68
	土砂流出防備保安林	330.76
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,120.02
	土砂流出防備保安林	549.66
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,177.26
	土砂流出防備保安林	845.56
木曽谷（木曽郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,156.64
	土砂流出防備保安林	258.57

中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,193.72
	土砂流出防備保安林	743.18
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	206.12
	土砂流出防備保安林	112.51
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	302.50 73.60
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ケ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塙崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成21年2月2日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

名 称	所 在 地	休 止 年月日
株式会社 錦興業	上田市舞田710番地	平成21年 1月19日

事業課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、東御市八重原915番地27西村誠以下8名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成21年2月2日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方 久男  
同 宮澤 宗弘  
同 柿沼 美幸

20監査第47号

平成21年(2009年)1月26日

(請求人) 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方 久男  
同 宮澤 宗弘  
同 柿沼 美幸

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成20年12月5日付けで提出のありました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

東御市八重原915番地27	西村 誠
長野市伺去242番地	内山 卓郎
東御市八重原915番地27	西村 悅子
松本市大字島内6595番地の2	山崎 たつ江
千曲市大字森2505番地	竹内 昌子
松本市城東2丁目7番6-2号	佐藤 嘉一
長野市上松4丁目10番1703号	待井 信子
千曲市大字倉科943番地30	藤江 和恵

請求人代理人

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成20年12月5日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求は、次のとおりである（原文のまま）。

(1) 監査請求の要旨

ア 総務省から長野県の課長に就任

大井潤は、総務省の役人であったが、平成19年4月1日付けで、長野県の観光企画課長に就任した。

イ 連日東京出張と連日帰り

大井潤は、別表のとおり、東京に何回も出張したが、2日連日、または3日連日、または、土曜日曜を挟んで、金曜日と月曜日に出張することが多かった。多くの場合、連日出張しながら、日帰りということで、長野駅から東京駅までの新幹線代（往復14920円）を請求し、受領した。連日帰りしたとは考えられず、東京の自宅か、親戚の家に宿泊したと推定される。

また、全く、復命書が作成されておらず、出張の必要性が疑問である。国の役人が長野県の職員に就任した者、あるいは、他の課長らは、連日東京出張することはほとんどなく、しかも多くの出張につき、復命書を作成している。

したがって、大井潤は、10回往復分の長野-東京間の交通費（14万9200円）を、違法または不当に請求、受領したものであり、不法行為を構成する。

ウ 結論

よって、監査委員は、長野県知事に対し、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事は、大井潤に対し、損害賠償金14万9200円を支払わせること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

(請求書別表) 2007年4月1日 総務省からの職員観光企画課長－大井潤の東京出張一覧表

日 に ち	宿泊と日帰りの別	訪 問 先	費 用
4・7	引越し	引越し	
4・13金曜	日帰り	都道府県会館ほか	15240円
4・14土曜	日帰り	東京丸ビル	14920円
4・16月曜	日帰り	リクルート・JNTO	15050円
6・21木曜	日帰り	観光基礎講座・鉄鋼ビル	14920円
6・22金曜	日帰り	観光基礎講座・鉄鋼ビル	14920円
7月25日水曜	自宅(新宿)宿泊	近畿日本ツーリスト・名鉄観光東日本・JTB本社・クラブツーリズム本社	(食卓料2200円)
7月26日木曜		総務省	18530円
8月6日月曜	親戚(恵比寿)宿泊	総務省	(2200円)
8月7日火曜		総務省	17760円
8月18日土曜		高島屋	16660円
8・29水曜	知人宅(永田町)宿泊	都道府県会館	(2200円)
8/30木曜		JNTO	17760円
10・26金曜	日帰り	総務省	15240円
11・7水曜	日帰り	ザガット・昭文社・東京観光情報センター	15340円
11・15木曜	親戚(田町)宿泊	朝日生命大手ビル	17680円
11・16金曜		朝日生命大手ビル・交通会館・朝日生命大手町ビル	
11・29木曜	ロイヤルパーク汐留タワー泊	総務省・議員会館・品川プリンスホテル	32190円
11・30金曜	親戚宅(田町)宿泊	横浜赤レンガ倉庫・観光振興懇談会	
12・1土曜		なし	
12・19水曜	日帰り	総務省・ザ・ペニンシュラ東京	15400円
12・21金曜	日帰り	JTB・議員会館・総務省	15400円
20・1・11金曜	日帰り	JNTO・リクルート・議員会館	15370円
1・28月曜	日帰り	東京観光情報センター	15560円
1・31木曜	日帰り	JTB	15300円
2・1金曜	日帰り	近畿日本ツーリスト・リクルートじゃらん・衆議院会館	15370円
2・6水曜	日帰り	リクルート・衆議院議員会館・三田共用会議室	15570円
2・14木曜	日帰り	××と打ち合わせ・星野リゾート	15080円
2・15金曜	日帰り	東京観光情報センター・総務省	15240円

日 に ち	宿泊と日帰りの別	訪 問 先	費 用
2/22金曜	日帰り	JNTO・ZAGAT・審議会青山委員と打ち合わせ	15240円
3・13木曜	日帰り	三田共用会議室	15260円
3・14金曜	日帰り	三田共用会議室	15260円
3・19水曜	日帰り	東京環境情報センター・国土交通省・ザガット	15400円
4・10木曜	ロイヤルパーク汐留タワー泊	近畿日本ツーリスト・東京観光情報センター・JTB	
4月11日金曜		リクルートじゃらんリサーチセンター	29300円
4・21月曜	日帰り	東京観光情報センター・総務省・国会議員会館	16420円
4・22火曜	日帰り	国土交通省	16260円
4・23水曜	日帰り	国会議員会館・株CHINTAI/東京観光情報センター	16420円
5・2金曜	連休前	国会議員会館・上智大学	16660円
5・13火曜	日帰り	JNTO・東京観光情報センター・国会議員と打ち合わせ	15940円
5・14水曜	日帰り	西部文理大スクールバス利用・日本ベストサポート・東京観光情報センター・川越市	15470円
5・20火曜	日帰り	CHINTAI	16260円
6・3火曜	日帰り	末梢(西葛西)・東京観光情報センター	15920円
6・6金曜	日帰り	関東地方整備局・国土交通省観光地域振興課景観室・東京観光情報センター	15210円
6・9月曜	日帰り	東京観光情報センター・総務省・CHINTAI	16020円
6・16月曜	日帰り	CHINTAI	15860円
6・27金曜	日帰り	鉄鋼ビル	15940円
7・7月曜	日帰り	環境省・CHINTAI/上智大学	16420円
7・30水曜	知人宅(田町)泊	CHINTAI	19590円
7・31木曜		星野リゾート・東京観光情報センター・CHINTAI	
8・4月曜	日帰り	東京観光情報センター・池袋サンシャインビル・東京観光情報センター・CHINTAI	17040円
8・13水曜	日帰り	東京観光センター・JTB	16850円
8・22金曜	日帰り	JTB・一休・COM	16660円
8・28木曜	ロイヤルパーク汐留泊	近畿日本ツーリスト・東京観光情報センター	
8・29金曜		JNTO・CHINTAI・日本旅行	
9・19金曜	日帰り	近畿日本ツーリスト	
9・22月曜	日帰り	日本旅行	

## (2) 添付資料（事実証明書）

大井潤観光企画課長（以下「大井課長」という。）以外の県職員6名の旅行命令枚数及び復命書枚数の一覧表 1点

## 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年12月11日、これを受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

## (2) 陳述

請求人から陳述は希望しない旨の意思表示があったので、陳述は行わなかった。

## 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

請求人の主張する10回往復分の長野－東京間の交通費とは、請求書別表において太枠で囲まれた18件の出張のうちの10回分の往復（別紙「大井課長の旅費に係る確認表」の返還請求番号欄①～⑩）と解し、これらが違法または不当に請求、受領されたものであるか否かを監査の対象とした。

## 2 監査対象機関の監査

観光部について監査を実施した。

## 第3 監査の結果

本件請求のうち、別紙の番号（以下「番号」という。）1から5までについての請求は、法第242条第2項の要件を欠くもので監査の対象とならないので却下する。

また、番号6から18までについての請求は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、理由がないので棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

## 1 事実関係の確認

請求書別表記載の出張について、関係する条例等との照合、旅費支出関係書類及び出張用務関係書類等の調査並びに監査対象機関及び関係者からの事情聴取の結果、次のことを確認した。

## (1) 請求書記載の確認

請求書別表の「総務省からの職員観光企画課長－大井潤の東京出張一覧表」については、公文書公開請求の結果に基づき作成されたものと考えられるが、請求人に次の事実誤認がある。

旅行日	訂正箇所	誤	正
平成19年7月25日	「宿泊と日帰りの別」欄	新宿	新橋
	「訪問先」欄	近畿日本ツーリスト・名鉄観光東日本・JTB本社・クラブツーリズム本社	近畿日本ツーリスト・名鉄観光東日本・JTB本社
平成19年7月26日	「訪問先」欄	総務省	クラブツーリズム本社・総務省
平成19年8月29日	「宿泊と日帰りの別」欄	永田町	恵比寿
平成19年11月7日	「費用」欄	15340円	15430円
平成20年2月15日	「訪問先」欄	東京観光情報センター・総務省	日本銀行松本支店
	「費用」欄	15240円	4520円
平成20年3月19日	「訪問先」欄	東京環境情報センター	東京観光情報センター
平成20年5月13日	「費用」欄	15940円	16420円
平成20年5月14日	「訪問先」欄	西部文理大学	西武文理大学
平成20年8月13日	「訪問先」欄	東京観光センター	東京観光情報センター
平成20年8月28日	「宿泊と日帰りの別」欄	ロイヤルパーク汐留泊	ロイヤルパーク汐留タワー泊

## (2) 出張の状況について

ア 番号6から18までの出張（以下「本件出張」という。）は、平成20年5月13日（番号15）については、J N T Oへの訪問が相手方の都合によりキャンセルとなっており、旅行命令票（精算請求票）から削除されていなかったが、それ以外は、旅行命令票（精算請求票）の記載内容どおりに実施されたことを確認した。

イ 平成20年2月15日（番号9）は、上記(1)の表のとおり松本市へ出張していることを確認した。

ウ 日帰り出張の状況は別紙のとおりで、4件（番号8、12、17及び18）については、同行職員の旅行命令票（精算請求票）、事情聴取、打合せメモ及び県庁で行った業務により日帰りの事実を確認した。

また、それ以外の松本市へ出張した（番号9）を除く8件（番号6、7、10、11及び13から16まで）については、往路又は復路、あるいは両方に単独での行動があり、日帰りした事実を証するものがなかったことから日帰りしたことを確認できなかった。また、日帰りしなかった事実も同様に確認できなかった。

エ 大井課長は、長野県職員として採用された平成19年4月に家族とともに長野市に転居しており、自宅は東京都内にないことを確認した。なお、請求人の公文書公開請求に基づき開示された平成19年7月25日の旅行命令票（精算請求票）には、宿泊施設として「自宅」と記載されているが、これは、内部事務総合システムの代行入力者が「親戚宅」を誤って入力したものとの説明があった。

## (3) 復命書について

本件出張12件について関係書類を調査したところ、復命書の様式で作成されたものはなかったが、8件分に関しては、観光部の職員に配付又は回覧した資料、同行者により作成された打合せメモなど、用務の内容等を確認できるものがあった。

## (4) 監査対象機関の見解等

## ア 観光部の見解

大井課長は、観光部の発足に伴い、「観光立県長野再興計画」の策定とその具体化のため、各種勉強会出席、有識者との関係づくり、様々な分野の関係者との交渉・連携が必要であり、精力的に情報収集、関係者への訪問を行っている。このような経過から、請求人代理人からの公文書公開請求の対象期間（平成19年4月1日から平成20年9月24日までの間）における全出張件数76件のうち、東京出張は48件と全体の約3分の2を占め、うち宿泊を伴わない連日出張は6件あった。東京出張の訪問先は多岐にわたり、面会の約束は効率性を考慮し、なるべく1日で複数箇所とするようにしているが、計画の策定や研究会の立ち上げ時期などの業務上のスケジュールを踏まえ、相手方の都合とを調整し決定するため、結果的に連日出張となる場合も生じる。

旅行命令は、一般職の職員の旅費に関する条例第7条の「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」との規定を基本として行っているが、業務上出張の機会が多い場合には、経済性だけでなく服務の効率性、職員の健康管理にも考慮し、自宅に帰ることができるときは日帰りの命令をする場合もある。

連日の東京出張について、出張後に経路の変更があった場合は内部事務総合システムの代行入力者に伝えて修正されているので、基本的には出張命令どおり日帰りの出張が行われたと考えている。

同行者がある場合などを除いて連日往復したことを証明する資料はないが、宿泊をした場合については宿泊として処理している。

出張後の復命については、部長に対し、資料がある場合は資料を提示し、口頭により復命している。職員と情報を共有すべき内容については、資料を配付又は回覧している。なお、「長野県職員服務規程の解釈及び運用方針について」の第19条関係で、「職員は、重要な事項又は所属長が必要と認める場合は、文書で復命すること。」とされていることから、必要と判断したものは復命書を作成している。

## イ 大井課長の陳述

大井課長は、請求人の指摘する東京出張について、旅行命令票どおり連日日帰りしたのは事実であり、知人宅あるいは親戚宅などに宿泊していないと述べた。

## 2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

## (1) 監査請求のあった旅費の支出の状況は、別紙のとおりである。

法第242条第2項は、住民監査請求について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

請求期間の起算日である「当該行為のあった日又は終わった日」とは、本件請求のような公金の支出を対象とする監査請求を行う場合においては、公金が支出された日を指すと解され、本件請求においては、精算払の支出日を起算日とする。

本件監査請求は平成20年12月5日に提出されており、本件請求のうち5件（平成19年4月13日、4月14日、4月16日、6月21日及び6月22日（番号1から5まで））については、旅費の支出日から1年が経過しており、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由についても主張されていないことから、監査の対象とならないものと判断する。

## (2) 旅費の支出日が1年以内の13件（番号6から18まで）について判断する。

旅行命令票（精算請求票）と実際の行程に一部相違（平成20年5月13日のJ N T Oへの訪問（番号15））があったが、それ以外は、旅行命令票（精算請求票）どおりに用務が行われたことを確認した。

次に、日帰りしたかどうかについてみると、平成20年2月15日の松本市への出張（番号9）を除く12件のうち8件の旅行命令については、日帰りしたことを確認できるものはなかったが、残りの4件については、同行者、県庁で行った業務等により日帰りの事実を確認した。また、前者については、日帰りしなかった事実を証するものがないことから日帰りしなかったことも確認できなかった。

ちなみに、県の旅費の支給に関し、鉄道賃の請求においては、領収書等の添付を省略し職員の申告等によるものとされており、同行者がいない場合には日帰りの出張を書類上で証明することは困難であると思われる。

なお、請求人は、日帰りせず、東京の自宅か親戚の家に宿泊したと推定されると主張するものの、その具体的な事実及び資料等は一切提示していない。

一方、観光部では、宿泊したときは宿泊として、日帰りのときは日帰りとして事務を処理していると主張しており、大井課長も、本件請求については日帰りしていると述べている。平成19年4月1日から平成20年9月22日までの間において、親戚宅又は知人宅で宿泊した事例が6件、ホテルで宿泊した事例が3件、計9件あることからすると、観光部の主張は不自然なものではないと考える。

観光部長が、大井課長の出張が多いこと、危機管理、議会対応等の主管課長としての職責、健康管理等を総合的に判断し、本件日帰りの旅行命令としたことは、旅行命令権者の裁量の範囲であると考える。

以上のとおり、請求人の「連日日帰りしたとは考えられず、東京の自宅か、親戚の家に宿泊したと推定される。」との主張を認めると足る事実を確認することはできなかったことから、長野－東京間の交通費を違法又は不当に請求、受領したものであるとの主張には理由がない。

## (別紙) 大井課長の旅費に係る確認表

番号	返還請求番号	旅行日	曜日	発着地・経過地	訪問先	用務の内容	旅費支出額	旅費支出日	同行者の有無	同行区間	出張の状況
1	① ②	平成19年4月13日	金曜日	長野駅→東京駅→赤坂見附駅→(都道府県会館ほか) 往復	都道府県会館ほか	観光用務	15,240円	平成19年5月23日			支出日から1年が経過しているため、地方自治法第242条第2項の規定により監査対象から除外
2		平成19年4月14日	土曜日	長野駅→東京駅→(東京丸ビル) 往復	東京丸ビル	観光用務	14,920円	"			
3		平成19年4月16日	月曜日	長野駅→東京駅→新橋駅→(リクルート)→新橋駅→有楽町駅→(J N T O)→有楽町駅→東京駅→長野駅	リクルート・J N T O	観光用務	15,050円	"			
4	③	平成19年6月21日	木曜日	長野駅→東京駅→(鉄鋼ビル) 往復	鉄鋼ビル	観光基礎講座	14,920円	平成19年7月13日			
5		平成19年6月22日	金曜日	長野駅→東京駅→(鉄鋼ビル) 往復	"	"	14,920円	"			
6	④	平成20年1月31日	木曜日	長野駅→東京駅→浜松町駅→天王洲アイル駅→(J T B) 往復	J T B	J T Bとの打合せ	15,300円	平成20年2月15日			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、交換されたメールで確認した。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。
7		平成20年2月1日	金曜日	長野駅→東京駅→秋葉原駅→(近畿日本)→秋葉原駅→東京駅→(じゅらん)→東京駅→国会議事堂前駅→(衆議院会館)→国会議事堂前駅→東京駅→長野駅	近畿日本ツーリスト、リクルートじゅらん、衆議院議員会館	近畿日本ツーリストほか打合せ	15,370円	平成20年2月20日			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、交換されたメール及び国会議員のホームページで確認した。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。
8	⑤	平成20年2月14日	木曜日	長野駅→東京駅→品川駅→(グランドプリンスホテル高輪)→品川駅→東京駅→(星野リゾート)→東京駅→長野駅	グランドプリンスホテル高輪、星野リゾート	観光振興打合せ	15,080円	平成20年2月27日	○	長野駅→東京駅→長野駅	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、打合せメモで確認した。 ② 課の職員と長野から上京し、長野へ戻った。 日帰りしたことを確認した。
9		平成20年2月15日	金曜日	長野駅→松本駅→(日本銀行松本支店)往復	日本銀行松本支店	日本銀行松本支店打合せ	4,520円	平成20年3月3日			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを確認した。 ② 県庁で業務後、課の職員と松本市へ出張した。 東京へは出張していない。
10	⑥	平成20年3月13日	木曜日	長野駅→東京駅→浜松町駅→大門駅→麻布十番駅→(三田共用会議所) 往復	三田共用会議所	観光関係人材育成のための産学官連携検討会議	15,260円	平成20年4月2日			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、会議資料、出席者名簿で確認した。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。
11		平成20年3月14日	金曜日	長野駅→東京駅→浜松町駅→大門駅→麻布十番駅→(三田共用会議所) 往復	"	"	15,260円	"			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、会議資料、出席者名簿で確認した。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。
12		平成20年4月21日	月曜日	長野駅→東京駅→有楽町駅→(情報センター)→日比谷駅→霞ヶ関駅→(総務省)→霞ヶ関駅→国会議事堂前駅→(国會議員会館)→国会議事堂前駅→東京駅→長野駅	東京観光情報センター、総務省、国議員会館	国との打合せ	16,420円	平成20年5月21日	○	国議員会館	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、会議資料で確認した。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。 翌日、課の職員が長野から同行していることから、日帰りしたと考えられる。

13	⑦ ⑧	平成20年4月22日	火曜日	長野駅→東京駅→霞ヶ関駅→(国土交通省) 往復	国土交通省	国との打合せ	16,260円	"	○	長野駅→JTB→JTM→国土交通省	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、打合せメモで確認した。 旅行命令がないが、東京駅→(財)JTB→JTM→東京駅の行程あり。 ② 課の職員と長野から上京し、復路は課長単独で長野へ戻った。
14		平成20年4月23日	水曜日	長野駅→東京駅→有楽町駅→国会記事堂前駅→(国会議員会館)→溜池山王駅→虎ノ門駅→(CHINTAI)→虎ノ門駅→銀座駅→(情報センター)→有楽町駅→東京駅→長野駅	国会議員会館、(株)CHINTAI、東京観光情報センター	ザガット 打合せ	16,420円	"	○	(株)CHINTAI→東京駅→長野駅	① 旅行命令票(精算請求票)にある公務は実施されたことを国会議員ホームページ、打合せメモで確認した。 ② 課長は単独で上京し、課の職員と長野へ戻った。
15	⑨	平成20年5月13日	火曜日	長野駅→東京駅→(JNTO、物件調査)→東京駅→国会記事堂前駅→(国会議員)→国会議事堂前駅→霞ヶ関駅→(国)→霞ヶ関駅→東京駅→長野駅	JNTO、東京観光情報センター、国会議員	JNTO等 打合せ	16,420円	平成20年5月23日	○	東京観光情報センター→星野リゾート	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は、JNTO訪問以外は実施されたことを、東京観光情報センター職員の同行、回覧資料で確認した。 旅行命令がないが、東京駅→星野リゾート→東京駅の行程あり。 ② 課長は単独で上京し、長野へ戻った。
16		平成20年5月14日	水曜日	長野駅→大宮駅→川越駅→スクールバス→(西武文理大)→スクールバス→川越駅→池袋駅→高田馬場駅→飯田橋駅→(日本ベストサポート)→飯田橋駅→有楽町駅→(情報センター)→有楽町駅→東京駅→長野駅	西武文理大学、日本ベストサポート、東京観光情報センター	観光事業者経営力強化支援事業打合せ	15,470円	"	○	西武文理大学→日本ベストサポート→東京観光情報センター	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、資料で確認した。 ② 訪問先から課の職員が同行し、課長は単独で長野へ戻った。
17	⑩	平成20年6月6日	金曜日	長野駅→大宮駅→さいたま新都心駅→(関東地方整備局)→さいたま新都心駅→東京駅→霞ヶ関駅→(国土交通省)→霞ヶ関駅→日比谷駅→(情報センター)→有楽町駅→東京駅→長野駅	関東地方整備局、国土交通省観光地域振興課景観室、東京観光情報センター	観光地景観対策研究会打合せ	15,210円	平成20年6月25日	○	長野駅→関東地方整備局→国土交通省	① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、職員の同行で確認した。 ② 課の職員が長野駅から同行し、課長は単独で長野へ戻った。  月曜日、県庁で業務を行っていることから、日帰りしたと考えられる。
18		平成20年6月9日	月曜日	長野駅→東京駅→有楽町駅→(情報センター)→日比谷駅→霞ヶ関駅→(総務省)→霞ヶ関駅→国会議事堂前駅→溜池山王駅→虎ノ門駅→(CHINTAI)→虎ノ門駅→新橋駅→東京駅→長野駅	東京観光情報センター、総務省、(株)CHINTAI	ザガット 打合せ	16,020円	"			① 旅行命令票(精算請求票)にある用務は実施されたことを、知事説明資料で確認した。 ② 県庁で業務後、課長は単独で上京し、長野へ戻った。

表中の「旅行日」欄から「旅費支払日」欄については、「旅行命令票(精算請求票)」から転記した。

監査委員事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月2日

長野県岡谷工業高等学校長 桑澤政光

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする物品及び数量

高速液体クロマトグラフシステム 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 納入期限

平成21年3月27日

## (4) 納入場所

長野県岡谷工業高等学校（工業化学科）

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

岡谷市神明町二丁目10番3号

長野県岡谷工業高等学校

電話 0266（22）2847

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年2月13日（金） 午前10時30分

イ 場所 長野県岡谷工業高等学校 第1会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課